

○車両の使用者に対する指示及び自動車の使用制限等に関する事務処理要領について

〔平成28年3月10日 警察本部長
岩交指 第53号〕

各 部 長
首 席 監 察 官
各 所 属 長

みだしの件については、「車両の使用者に対する指示及び自動車の使用制限等に関する事務処理要領の一部改正について」（平成24年1月11日付け岩交指第18号、以下「旧通達」という。）により運用してきたところであるが、平成28年4月1日から本通達の別添「車両の使用者に対する指示及び自動車の使用制限等に関する事務処理要領」により運用することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、旧通達については平成28年3月31日をもって廃止する。

記

第1 趣旨

この要領は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第22条の2第1項、第58条の4、第66条の2第1項、第75条第2項、第75条の2第1項、及び法第75条の2の2並びに道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）第26条の6、第26条の7の規定に基づき、岩手県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が行う車両の使用者に対する指示（放置行為は除く）、及び自動車の使用制限等に関する事務の適正かつ迅速な処理を図るため必要な事項を定めることを目的とする。

第2 準拠

自動車の使用制限等に関する事務の取扱いについては、法、令、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。）、聴聞並びに弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第26号。以下「聴聞規則」という。）、及び岩手県公安委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成8年岩手県公安委員会規則第8号）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

第3 定義

この要領における用語の意義は、次に定めるところによる。

1 最高速度違反行為

法22条第1項に規定する最高速度を超えて自動車を運転する行為をいう。

2 放置行為

車両の運転者が、車両を離れて直ちに運転することができない状態にする行為（当該行為により車両が法第44条、第45条第1項若しくは第2項、第47条第2項若しくは第3項、第48条、第49条の3第3項、第49条の4若しくは第75条の8第1項の規定に

違反することとなる場合のもの又は車両がこれらの規定に違反して駐車している場合におけるものに限る。)をいう。

3 過積載運転行為

法第75条第1項第6号に係る行為のうち、法第57条第1項の積載物の重量の制限を超える積載をしている場合におけるものをいう。

4 過労運転

法第66条に規定する理由のうち、過労により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車を運転する行為をいう。

5 使用者

車両を使用する権原を有し、かつ、その運行を支配し管理する地位にある者をいう。

6 使用者等

自動車の使用者、安全運転管理者、副安全運転管理者その他自動車の運行を直接管理する地位にある者をいう。

7 指示処分

公安委員会が、法第22条の2第1項、第58条の4及び第66条の2第1項の規定により、最高速度違反行為、過積載運転行為、過労運転を防止するため、必要な運行の管理を行っているとは認められない使用者に対して、当該行為を防止するために必要な措置をとることを命ずる処分をいう。

8 使用制限処分

公安委員会が、法第75条第1項の規定に違反した自動車の使用者に対し、法第75条の2第1項の規定に基づき、当該自動車を運転し、又は運転させてはならない旨を命ずる処分をいう。

9 自動車の使用の本拠

当該自動車の使用者又は管理責任者が所在し、かつ、運行の拠点となる場所をいう。

10 処分対象事案

令第26条の6、第26条の7に規定する自動車の使用制限の基準（以下「政令基準」という。）に該当するものをいう。

11 処分事情

令第26条の6第1項第2号の表下欄に掲げる事情をいう。

12 警察署等

警察署、交通機動隊及び高速道路交通警察隊をいう。

13 警察署長等

警察署長、交通機動隊長及び高速道路交通警察隊長をいう。

第4 使用制限等審査責任者の設置

1 警察署等に使用制限等審査責任者を置くものとする。

2 使用制限等審査責任者は、警察署にあつては交通課長を、高速道路交通警察隊にあつては警部の階級にある警察官を、交通機動隊にあつては警部補以上の階級にある警察官をもって充てるものとする。

3 使用制限等審査責任者は、指示及び使用制限に係る事案について必要な審査を行うこと。

第5 使用者等の下命・容認に係る処分対象事案の事務処理

1 下命・容認事案の報告

警察官は、無免許、最高速度違反、酒気帯び、過労運転、過積載運転、放置行為等の下命・容認（法第75条第1項第1号から第7号に掲げる行為に対する下命・容認をいう。以下同じ。）に該当すると認められる事案を取扱った場合は、速やかに自動車使用制限対象事案報告書（別記様式第1号。以下「報告書」という。）を作成するとともに、当該事案に係る交通反則切符、交通切符、現認報告書その他の捜査書類の写しを添付して、警察署長等に報告しなければならない。

2 報告書等の審査

警察署長等は、前記1の報告を受けたときは、当該事実が処分対象事案に該当するかどうかについて審査するとともに、事案の認定についての誤りがないかどうか審査すること。

3 処分対象事案の上申

警察署長等は、審査の結果、処分対象事案に該当すると認めるときは、次により速やかに公安委員会に上申すること。

(1) 法第75条第1項第1号から第5号までに掲げる下命・容認事案の上申

警察署長等は、使用制限等審査責任者に必要な審査をさせた上、使用制限に係る事案に該当すると認められるときは、自動車使用制限対象事案上申書（甲）（別記様式第2号。以下「上申書（甲）」という。）を作成し、事案の内容により次に掲げる書類を添えて交通指導課長経由で上申すること。

- ア 交通事件原票（交通反則切符2枚目）の写し
- イ 交通事件原票（交通切符2枚目）の写し
- ウ 現認報告書の写し
- エ 捜査報告書の写し
- オ 送致書の写し
- カ 供述調書（被疑者、参考人）の写し
- キ 実況見分調書の写し
- ク 使用制限に係る自動車の自動車検査証の写し
- ケ その他事実認定上必要な資料

(2) 法第75条第1項第6号に掲げる下命・容認事件の上申

警察署長等は、使用制限等審査責任者に必要な審査をさせた上、使用制限に係る事案に該当すると認められるときは、上申書（甲）を作成し、事案の内容により次に掲げる書類を添えて交通指導課長経由で上申すること。

- ア 交通事件原票（交通反則切符2枚目）の写し
- イ 交通事件原票（交通切符2枚目）の写し
- ウ 現認報告書の写し
- エ 捜査報告書の写し
- オ 送致書の写し
- カ 供述調書（被疑者、参考人）の写し
- キ 実況見分調書の写し

- ク 過積載運転行為に係る自動車の自動車検査証の写し
- ケ 通行指示・応急措置報告書（甲）の写し
- コ その他事実認上必要な資料

(3) 法第75条第1項第7号に掲げる下命・容認事件の上申

警察署長等は、使用制限等審査責任者に必要な審査をさせた上、使用制限に係る事案に該当すると認められるときは、上申書（甲）を作成し、事案の内容により次に掲げる書類を添えて交通指導課長経由で上申すること。

- ア 交通事故原票（交通反則切符2枚目）の写し
- イ 交通事故原票（交通切符2枚目）の写し
- ウ 現認報告書の写し
- エ 捜査報告書の写し
- オ 送致書の写し
- カ 供述調書（被疑者、参考人）の写し
- キ 実況見分調書の写し
- ク 放置行為に係る車両の自動車検査証の写し
- ケ 放置駐車車両措置報告書の写し
- コ 移動した車両の受領書の写し
- サ 放置駐車確認標章取付け措置報告書
- シ その他事実認定上必要な資料

第6 指示処分対象事案の事務処理

1 最高速度違反車両に係る指示処分対象事案の事務処理

(1) 警察署等の処理

- ア 警察官は最高速度違反車両を取扱った場合は、当該車両の違反者と使用者の関係及び当該車両の使用者の業務に関して行った行為であるかどうかを確認すること。
- イ 最高速度違反管理業務による「最高速度違反登録票」の作成範囲に基づき、自動車の使用者以外の運転者が行い、かつ、当該車両の使用者の業務に関して行った最高速度違反行為である場合には、最高速度違反登録票を作成し、交通指導課に交通事故原票及び速度測定記録書の写しとともに送付した後、交通法令違反事件簿とともに、適正に保管すること。
- ウ 最高速度違反登録票を作成する者は、違反者と使用者の関係を再確認するなど登録データの正確を期すること。

(2) 交通指導課の処理

- ア 交通指導課の事務担当者は、警察署等から送付された最高速度違反登録票に基づき、電算登録の正確を期するとともに、最高速度違反管理業務を適正に運用し、使用者に対する指示処分対象事案を出力すること。
- イ 交通指導課長は、最高速度違反管理システムにより出力された指示処分対象事案を認知し、審査するために必要がある場合は、最高速度違反車両を取扱った警察署長等に対し、指示該当事実確認依頼書（別記様式第3号）により事実の確認を依頼するとともに、最高速度違反車両の関係資料の送付を求めることができる。

ウ 警察署長等は、前記イの規定により指示に該当する事実の確認依頼、関係資料の送付を求められた場合は、指示該当事案に係る車両の使用者等に対し当該事実の有無及び運行管理の実態等を確認し、その結果を指示該当事実確認報告書（別記様式第4号）とともに、次の資料を速やかに送付すること。

(ア) 交通法令違反事件簿の写し

(イ) 最高速度違反登録票の写し

(ウ) その他指示又は処分対象者の審査に必要と認める資料

エ 交通指導課長は指示処分のうち、法第22条の2第1項の規定による指示をしようとする場合において、当該指示に係る自動車の使用者が道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定による自動車運送事業者、貨物運送取扱事業法（平成元年法律第82号）の規定による第二種利用運送事業を営業者又は軌道法（大正10年4月14日法律第76号）の規定による軌道営業者（トロリーバスを運行するものに限る。）（以下「自動車運送事業者等」という。）であるときは、あらかじめ指示に関する協議書（別記様式第5号）により岩手運輸支局長に対し協議すること。

オ 交通指導課長は、審査の結果、指示処分対象事案に該当すると認めた場合は、関係書類を添えて公安委員会に上申すること。

2 過積載車両に係る指示処分対象事案の事務処理

(1) 警察署等の処理

ア 警察官は、過積載車両に対して、法第58条の3の規定に基づく、同条第1項の現場における過積載解消の応急的な措置を執ったとき又は過積載の程度、交通及び道路の状況等を勘案して通行指示したときは、通行指示書（規則第8条の2別記様式第4の2）を作成するとともに、車両の運転者から通行指示書2枚目の項目（荷主等、使用者等の下命・容認容疑及び荷主等の要求行為の容疑等）について聴取し通行指示・応急措置報告書（甲）を作成し、警察署長等に報告しなければならない。

イ 警察官は、任意の提供に基づく出荷伝票の閲覧、運転者に対する事情聴取などにより、原則として積載物の「積込み先」及び「引渡し先」を特定するよう努めなければならない。

ウ 警察官は、通行指示書を交付しない場合は、1枚目及び2枚目を交通法令違反事件簿（告知報告書）と一括して警察署長等に報告すること。

エ 通行指示書は、過積載の背後責任追及の資料及び過積載管理業務の入力原票の機能を持っているので、適正に保管すること。

オ 使用者等の下命・容認の容疑及び荷主等の要求等行為の容疑があった場合は、使用者、荷主等に対する背後責任の追及等のため供述調書又は上申書等を作成すること。

カ 警察署長等は、登録担当者に違反者と使用者の関係を再確認させ登録データの正確を期した上、作成した過積載入力原票（1）及び通行指示・応急措置報告書（乙）を交通事件原票の写しとともに交通指導課長に送付すること。

(2) 交通指導課の処理

ア 交通指導課の事務担当者は、最高速度違反管理業務を適正に運用し、警察署長

等から送付された登録データの入力及び使用者に対する指示処分対象事案を出力すること。

イ 交通指導課長は、過積載管理システムにより出力された指示処分対象事案を認知し審査するために必要がある場合は、過積載車両を取扱った警察署長等に対し、指示該当事実確認依頼書（別記様式第3号）により事実の確認を依頼するとともに過積載車両の関係資料の送付を求めることができる。

ウ 警察署長等は、前記イの規定により指示に該当する事実の確認依頼、関係資料の送付を求められた場合は、指示該当事案に係る車両の使用者等に対し当該事実の有無及び運行管理の実態等を確認し、その結果を指示該当事実確認報告書（別記様式第4号）とともに、次の資料を速やかに送付すること。

(ア) 交通法令違反事件簿の写し

(イ) 通行指示・応急措置報告書（甲）の写し

(ウ) 供述調書（被疑者、参考人）の写し

(エ) 捜査報告書の写し

(オ) その他指示又は処分対象者の審査に必要と認める資料

エ 交通指導課長は指示処分のうち、法第58条の4の規定による指示をしようとする場合において、当該指示に係る自動車の使用者が自動車運送事業者等であるときは、あらかじめ指示に関する意見照会書（別記様式第6号）により岩手運輸支局長に対し意見の照会をすること。

オ 交通指導課長は、審査の結果、指示処分対象事案に該当すると認めた場合は、関係書類を添えて公安委員会に上申すること。

3 過労運転車両に係る指示処分対象事案の事務処理

(1) 警察署等の処理

ア 警察官は過労運転車両を取扱った場合は、当該車両の違反者と使用者の関係及び当該車両の使用者の業務に関して行った行為であるかどうかを確認すること。

イ 警察官は、業務性のない違反を検挙したときは、何等の措置も必要としないが、使用者の下命、容認事件等として検挙できないものの、業務性が認められる違反を検挙したときは、送致書の写しを交通指導課に送付すること。

(2) 交通指導課の処理

ア 過労運転の検挙は、十分な裏付け捜査を実施するものであること、また、年間の検挙件数も少ないことから、過労運転管理システムは構築しないが、交通指導課の事務担当者は、警察署等から送付された送致書の写しを1年間保管の上、1年以内に同種違反が繰り返された場合には指示を行うこととなるので、指示対象事案の把握に努めること。

また、1年以内に2件以上の事件を検挙し、同時に送致した場合には、指示の対象となることから、警察署等と連携を図り、送致に併せて指示を行うこと。

イ 交通指導課長は、過労運転に関して指示処分対象事案を認知し、審査するために必要がある場合は、過労運転車両を取り扱った警察署長等に対し、指示該当事実確認依頼書（別記様式第3号）により事実の確認を依頼するとともに、過労運転車両の関係資料の送付を求めることができる。

ウ 警察署長等は、前記イの規定により指示に該当する事実の確認依頼、関係資料の送付を求められた場合は、指示該当事案に係る車両の使用者等に対し当該事実の有無及び運行管理の実態等を確認し、その結果を指示該当事実確認報告書（別記様式第4号）とともに、次の資料を速やかに送付すること。

(ア) 送致書の写し

(イ) 捜査報告書の写し

(ウ) 供述調書（被疑者、参考人）の写し

(エ) その他指示又は処分対象者の審査に必要と認める資料

エ 交通指導課長は指示処分のうち、法第66条の2第1項の規定による指示をしようとする場合において、当該指示に係る自動車の使用者が自動車運送事業者等であるときは、あらかじめ指示に関する協議書（別記様式第5号）により岩手運輸支局長に対し協議すること。

オ 交通指導課長は、審査の結果、指示処分対象事案に該当すると認めた場合は、関係書類を添えて公安委員会に上申すること。

第7 最高速度違反車両、過積載車両及び過労運転車両の使用者に対する指示処分

1 指示処分の執行等

(1) 指示処分執行の通知

交通指導課長は、法第22条の2第1項、第58条の4又は第66条の2第1項の規定により使用者に対する指示が決定したときは、指示書交付依頼書（別記様式第7号）に指示書（別記様式第8号、第9号、第10号）をそれぞれ添付して、当該処分に係る車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署長に送付すること。

(2) 指示書の交付等

警察署長は、指示書の送付を受けたときは、次により速やかに指示処分を執行すること。

ア 指示書の交付

指示書の交付は、原則として指示を受ける車両の使用者（以下「指示対象者」という。）を警察署に招致し、又は事業所等を訪問して直接交付するとともに、使用者等から指示書交付請求書（別記様式第11号又は第12号）を徴するものとする。ただし、これによりがたい場合は、配達証明付書留郵便により行うこと。

イ 指示書交付時における告知等

前記アにより直接交付するときは、指示書下欄に記載されている注意事項を告知するとともに、審査請求に関する教示を行うこと。

2 指示書の報告等

(1) 指示書の交付報告

警察署長は、指示書を交付したときは、指示書の「控」を指示書交付（不能）報告書（別記様式第13号）に添付し報告すること。

(2) 指示書の交付不能報告

警察署長は、指示対象者が県内の他の警察署の管轄区域に移転していることが判明したとき又は所在不明等の場合で、指示書の送付を受けた日から起算して14日を経過しても指示書を交付できないときは、交通指導課にその状況を電話報告すると

ともに、前記(1)の指示書交付（不能）報告書を作成し、当該指示書を添付し報告すること。

(3) 交付不能報告事案の措置

交通指導課長は、前記(2)により報告された事案のうち、指示対象者が県内の他の警察署の管轄地域に移転しているものについては、前記1の(1)に準じて、移転先を管轄する警察署長に執行の通知を行うこと。

(4) 処理結果の記録

前記2の(1)及び(2)の執行状況については、指示処分執行簿（別記様式第14号）に記載し、その経過を明らかにしておくこと。

第8 使用者等に対する自動車の使用制限処分

1 対象事案の確認依頼

交通指導課長は、警察署長等から報告された処分対象事案又は最高速度違反管理システム、放置駐車管理システム若しくは過積載管理システム等により認知した処分対象事案については、速やかに使用制限該当事実確認依頼書（別記様式第15号）により警察署長に事実の確認を依頼すること。

2 処分対象事案の事実確認と報告

警察署長は、前記1により処分対象事案の事実の確認依頼を受けたときは、指示に係る使用制限事案に該当することとなった使用者等に対し当該事実の有無を確認し、その結果を使用制限該当事実確認報告書（別記様式第16号）により報告すること。

3 使用制限処分の上申

交通指導課長は、上申書、関係書類等を審査の上、使用制限を必要と認める事案については、次により公安委員会に上申すること。

(1) 下命・容認に係る事案については、前記第5の3の(1)の上申書によること。

(2) 指示に係る事案については、自動車使用制限対象事案上申書（乙）（別記様式第17号）によること。

4 処分事案の移送

交通指導課長は、使用制限対象事案に該当するもののうち、事業所等の位置が他の都道府県警察の管轄区域内にあるものについては、自動車使用制限対象事案移送通知書（別記様式第18号。以下「移送通知書」という。）を作成し、関係書類等を添付して当該都道府県警察に移送すること。

5 事業所カードの作成及び保管

交通指導課長は、警察署長等から送付された処分事案及び他の都道府県警察から引継ぎを受けた処分事案については、事業所カード（別記様式第19号）を作成し、警察署別に整理保管すること。

6 処分量定

交通指導課長は、使用制限の処分事由の内容について審査し、次により当該処分期間の量定を行うものとする。

(1) 政令基準該当有無の審査

事業所カードに記載されている処分事案及び処分事情の内容に基づき、政令基準に照らして、違反行為に該当するかどうかについて審査すること。

(2) 処分期間の量定

前記(1)の審査の結果、政令基準に該当するときは、処分量定の基準に定めるところにより点数計算のうえ、処分期間の量定を行うこと。

7 岩手運輸支局長に対する通知及び意見聴取

交通指導課長は、法第75条第3項の規定（第75条の2第2項の規定において準用する場合を含む。）による自動車の使用制限処分をしようとする場合において、当該使用制限処分に係る自動車の使用者が、自動車運送事業者等であるときは、あらかじめ、自動車の使用制限に関する意見照会書（別記様式第20号）により岩手運輸支局長に対し意見の照会をすること。

8 聴聞手続

交通指導課長は、前記6の(2)の処分量定を行った後、自動車の使用制限処分に係る聴聞の手続きを執るものとする。

(1) 聴聞は、法第75条第4項に基づき、聴聞規則により実施する。

(2) 聴聞の通知

聴聞を行うときは、聴聞期日の1週間前までに、聴聞の期日及び場所等を聴聞規則第8条による聴聞通知書（聴聞規則別記様式第6号）により被聴聞者の事業所の位置又は住所地を管轄する警察署の職員が直接交付し、若しくは配達証明付の書留郵便により行うものとする。

なお、聴聞通知書を通知したときは、受領書（別記様式第21号）を提出させるものとする。

(3) 聴聞の公示

聴聞を行う場合の公示は、聴聞の告示（別記様式第22号）により、公安委員会の掲示板に掲示して行うものとする。

(4) 聴聞の放棄

被聴聞者から、聴聞の機会を放棄する旨の申出があったときは、聴聞放棄書（別記様式第23号）を提出させること。

(5) 報告

警察署長は、聴聞通知書を交付したとき及び前記(4)の聴聞放棄書の提出を受けたときは関係書類を添えて警察本部長に報告すること。

(6) 聴聞の主宰者

聴聞の主宰者には、警察職員(聴聞を主宰するについて必要な法律その他の知識経験を有し、かつ、公正な判断をすることができる)と認められる警部以上の階級にある警察官又はこれと同等以上の一般職員に限る。)のうちから、交通部長が指名すること。

(7) 聴聞の参考人

聴聞の主宰者は、当事者若しくは参考人の申出により職権で適当と認める者に対し、参考人として聴聞の期日に出頭することを求め、意見又は事情を聴くことができる。

(8) 聴聞事項等

ア 聴聞は、公開による口頭審問の方法により、次の事項について行うものとする

る。

(7) 処分事由

(イ) 処分事由の原因となった動機及び情状

(ウ) その他処分決定上の参考事項

イ 主宰者は、被聴聞者又はその代理人から意見の陳述又は証拠の提出の申請があった場合は、これを受理するものとする。

(9) 被聴聞者等が出席できない場合等の措置

主宰者は、被聴聞者又はその代理人が正当な理由なく聴聞期日に出席しなかったとき、又は被聴聞者の所在が不明であるため、前記(2)の通知をすることができず、かつ、前記(3)の公示をした日から30日を経過しても、その者の所在が判明しないときは、聴聞を行わないで処分を行うことができるものとする。

(10) 聴聞調書

主宰者は、聴聞を行った場合には、聴聞調書（聴聞規則別記様式第13号）を作成しなければならない。

(11) 聴聞報告書

主宰者は、聴聞終了後、速やかに聴聞報告書（聴聞規則別記様式第14号）を作成しなければならない。

9 弁明の機会の付与

(1) 弁明は、行政手続法第13条第1項第2号に基づき聴聞規則により行う。

(2) 弁明の機会の付与の対象事案及び権原者

ア 最高速度違反車両に係る指示（法第22条の2第1項）— 公安委員会

イ 過積載車両に係る指示（法第58条の4）— 公安委員会

ウ 過労運転車両に係る指示（法第66条の2第1項）— 公安委員会

(3) 弁明の機会の付与の通知

弁明の通知は、聴聞規則第20条による弁明通知書（聴聞規則別記様式第16号）により行うものとする。

(4) 弁明書及び証拠書類等の提出

弁明者から弁明を記載した書面（以下「弁明書」という。）及び証拠書類等の提出があった場合には、これを受理しなければならない。

(5) 口頭による弁明の聴取

弁明書を提出せず、弁明のために出頭した弁明者又は代理人から口頭による弁明の申し出があったときは、事案の都度に警察本部長が指名する警察職員に弁明を録取させるものとする。この場合の指名は、弁明の通知の日までに行うものとする。

(6) 弁明調書

弁明録取者は、当事者が口頭による弁明をしたときは、次に掲げる事項を記載した弁明調書（聴聞規則別記様式第17号）を作成し、速やかに提出しなければならない。

ア 弁明の件名

イ 弁明の日時及び場所

ウ 弁明録取者の職名及び氏名

- エ 弁明の日時に出頭した当事者又は代理人の氏名及び住所
- オ 当事者の弁明の要旨
- カ その他参考事項

10 処分執行手続き及び処分の執行等

(1) 執行の通知

交通指導課長は、自動車の使用制限処分が決定したときは、自動車使用制限処分執行命令書（別記様式第24号）に自動車の使用制限書（別記様式第25号。以下「使用制限書」という。）及び規則第9条の15に規定する標章（以下「標章」という。）を添えて、当該使用制限に係る自動車の使用の本拠の位置を管轄する警察署長に送付すること。

(2) 使用制限の執行

警察署長は、前記(1)により自動車使用制限処分命令書の送付を受けたときは、速やかに使用制限の執行を行うものとする。

ア 被処分者及び自動車の確認

使用制限に係る自動車の使用者（以下「被処分者」という。）に対し、身分証明書、運転免許証等の提示を求め、写真等により本人であることを確認するとともに登録（車両）番号により使用制限に係る自動車を確認すること。

イ 使用制限書等の記載

使用制限書を交付する際は、記載内容に誤り等がないかを確認のうえ、命令の年月日及び運転禁止の期間を記載するとともに、標章には運転禁止の期間を記載すること。この場合において、命令の年月日及び運転禁止の期間の始期は、当該処分の執行の日を記載すること。

ウ 使用制限書の交付及び標章の貼付等

被処分者に対し、使用制限の処分理由を告知して使用制限書を交付するとともに標章を当該自動車の助手席前面ガラスの内側部分（二輪車の場合は、前照灯のガラス）に貼り付けること。

(3) 処分執行の際の留意事項

ア 前記ウによる措置を執った後、被処分者に対し次の事項を教示すること。

(ア) 運転禁止の期間中に使用制限に係る自動車を運転した場合は、法第119条第1項第12号、又は第123条により、罰則が適用されること、さらに、標章を破損し、若しくは汚損し、又は当該自動車に係る運転禁止の期間を経過した後でなければこれを取り除いてはならず、これらに違反した場合は法第121条第1項第9号により、罰則が適用されること。

(イ) 運転禁止の期間が満了したときは、被処分者において標章を取り除くことができること。

イ 自動車の使用制限を執行したときは、当該自動車の登録（車両）番号及び貼り付けた標章を写真撮影するとともに、自動車使用制限処分執行報告書（別記様式第26号。以下「処分執行報告書」という。）に所要事項を記載して、執行時の自動車の状態を明らかにし、証拠を確保しておかなければならない。

(4) 他の公安委員会から執行依頼を受けた場合の措置

他の公安委員会から使用制限の執行の依頼を受けたときは、前記(1)及び(2)に準じて執行するものとする。

(5) 使用制限の執行報告等

ア 使用制限の執行報告

警察署長は、前記(2)により使用制限の執行を行ったときは、処分執行報告書を作成し、報告するものとする。

イ 使用制限の執行不能報告

警察署長は、使用制限に係る自動車の使用の本拠の位置を、他の公安委員会の管轄区域、又は県内の他の警察署の管轄区域に変更していることが判明したとき又は所在不明の場合で、自動車使用制限処分執行依頼について関係書類の送付を受けた日から起算して14日を経過しても処分の執行ができないときは、速やかに自動車使用制限処分執行不能報告書（別記様式第27号）を作成し、当該使用制限書及び標章を添えて報告するものとする。

(6) 処分執行の依頼

交通指導課長は、前記(5)のイにより報告された事案のうち、他の公安委員会の管轄区域に自動車の使用の本拠の位置を変更しているものについては、自動車使用制限処分執行依頼書（別記様式第28号）に使用制限書、標章及び関係書類を添えて自動車の使用の本拠の位置を管轄する公安委員会に執行を依頼し、県内の他の警察署の管轄区域に自動車の使用の本拠の位置を変更しているものについては、前記(1)に準じて当該変更先を管轄する警察署長に執行の通知を行うものとする。

(7) 他の公安委員会からの執行依頼に対する通知

交通指導課長は、他の公安委員会から使用制限の執行の依頼を受けた事案については、その執行結果を自動車使用制限処分執行結果通知書（別記様式第29号）により当該都道府県警察本部の使用制限担当課に通知するものとする。

11 事業所カードの記入

交通指導課長は、警察署長から送付された処分執行報告書を受領したときは、事業所カードに処分結果に関する事項を記載するものとする。

12 標章の除去

標章の除去申請の受理及び除去に関する事務については、当該申請に係る自動車の使用の本拠の位置を管轄する警察署長が、次の要領で行うものとする。

(1) 申請書の受理等

警察署長は、法第75条第10項の規定による標章を取り除くべき旨の申請（以下「標章除去申請」という。）を受領したときは、自動車使用制限標章除去申請受理報告書（別記様式第30号）を作成し、受理した標章除去申請書（規則第9条の16別記様式第5の4）及び関係書類を添付の上、速やかに報告すること。

(2) 申請に対する決定内容の告知等

ア 交通指導課長は、標章除去申請書及び関係書類を審査し、措置が決定したときは、自動車使用制限標章除去申請に対する措置通知書（別記様式第31号）に、自動車使用制限標章除去申請に係る決定書（別記様式第32号）を添えて、当該申請に係る自動車の使用の本拠の位置を管轄する警察署長に送付するものとする。

イ 前記アにより送付を受けた警察署長は、速やかに当該申請者に対し、自動車使用制限標章除去申請に係る決定書を交付するとともに、除去が決定されているものにあつては、同人の立会いを得て標章を除去するものとする。

ウ 警察署長は、前記イにより標章を除去したときは、自動車使用制限標章除去報告書（別記様式第33号）に当該標章を添えて報告すること。

なお、当該自動車を処分対象者に使用されることのないよう、その状況の把握に努めること。

エ 申請内容を審査した結果、申請が手続的に不備又は内容的に不適合であると認めるときは、当該申請を却下するものとする。

第9 報告又は資料の提出要求

1 報告又は資料の提出を要求する場合

警察署長は、次に掲げる場合において、調査のため自動車の使用者に対して報告又は資料の提出を求める必要があると認めるときは、報告・資料の提出要求について（報告）（別記様式第34号）により報告するものとする。

- (1) 指示した事項の履行状況を確認する必要があると認められる場合
- (2) 使用制限処分の処分期間中又は処分期間経過における使用者の改善状況を確認する必要があると認められる場合
- (3) 同一の車両について、最高速度違反行為、放置行為、過積載運転行為又は過労運転行為が繰り返されるなど、使用者の運行の管理に問題があると認められる場合

2 報告又は資料の提出要求の方法

交通指導課長は、前記1により報告を受けた場合において、自動車の使用者に対し報告又は資料の提出を求める必要があると認められるときは、報告・資料提出要求書（別記様式第35号）により、使用制限等に係る自動車の使用の本拠の位置を管轄する警察署長を通じて求めるものとする。

3 結果の報告

報告・資料の提出を受けた場合は、報告・資料提出書（別記様式第36号）及び報告・資料受領書（別記様式第37号）を作成し報告すること。

4 処分事案の処理結果の記録

交通指導課長は、処分事案の処理結果については自動車使用制限対象事案上申書の処理結果欄に記載し、その状況を明らかにしておくこと。

第10 簿冊の備え付け

交通指導課長及び警察署長は、次の簿冊を備え付け、取扱いの都度所要の事項を記載し処理の経過を明らかにしておくこと。

1 交通指導課長

- (1) 自動車使用制限対象事案上申簿（別記様式第38号）
- (2) 自動車使用制限処分執行簿（別記様式第39号）
- (3) 自動車使用制限標章除去申請処理簿（別記様式第40号）
- (4) 事案移送簿（別記様式第41号）
- (5) 執行依頼簿（別記様式第42号）
- (6) 事業所カード（別記様式第19号）

(7) 指示書送付（交付）簿（別記様式第43号）

2 警察署長

(1) 自動車使用制限対象事案上申簿（別記様式第38号）

(2) 指示処分執行簿（別記様式第14号）

(3) 自動車使用制限処分執行簿（別記様式第39号）

(4) 自動車使用制限標章除去申請処理簿（別記様式第40号）

第11 処分記録等の保存

交通指導課長及び警察署長は、事業所カード、報告書、上申書、その他関係書類の保存については、次の要領で行うものとする。

1 事業所カード

警察署別、事業所名の50音順に整理し、永年保存とすること。

2 報告書、上申書、その他の関係書類

(1) 処分を執行した事案の関係書類は、処分年月日順に整理し3年間保存すること。

(2) 処分を決定したが被処分者が所在不明等のため、処分未執行となっている事案については、最高速度違反行為、放置行為、過積載運転行為及び過労運転行為を除く下命容認事案については永年とし、過積載運転行為及び過労運転行為については5年間、最高速度違反行為については3年間処分決定の順に整理保存すること。